



# 埼玉県報

第 2833 号  
平成 28 年(2016 年)  
9 月 16 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 埼玉県人事管理システム機器等賃貸借に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 平成 28 年度砂利採取業務主任者試験の実施（みどり自然課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分（社会福祉課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分（社会福祉課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分（社会福祉課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分（社会福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）

平成 28 年(2016 年)9 月 16 日

- 県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示（県立学校人事課）
- 平成 28 年度埼玉県立学校 36 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

## 正誤

- 埼玉県規則第 67 号中訂正（医療整備課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十五号

埼玉県議会平成二十八年九月定例会を九月二十三日に招集する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県人事管理システム機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成29年3月1日（水）から平成34年2月28日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のいずれかでA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 磯田 電話048-830-2284（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月1日（火）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月31日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月31日（月）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成28年11月1日（火）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年10月7日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成28年10月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ  
送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of the Human Resources Management System equipment

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., November 1, 2016

By registered mail or in person: 5:00 p.m., October 31, 2016

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2284



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年九月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人梅川洋子一座
- 三 代表者の氏名  
川鍋 洋子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県春日部市米島百四十三番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の高齢者・障がい者等に対し、誰もが愉快に過ごせるよう、民謡、カラオケ、犯罪や事故防止などの地域安全活動等の交流を通じて、安心して生活できる地域社会の環境づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十八号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 試験期日

平成二十八年十一月十一日（金）午前十時から十二時まで

#### 二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

#### 三 受験手続

##### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十八年九月十六日（金）から配布する。

##### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

#### ハ 受付期間

平成二十八年十月三日（月）から十月十七日（月）まで（期間内消印有効）

#### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇― さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部みどり自然課

#### 五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

#### 六 試験科目

##### イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社エヌ・ビー・ラボ
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目百一番地一クロスゲート七階
- 三 事業所の名称  
訪問介護事業所ひまわり埼玉西部
- 四 事業所の所在地  
埼玉県狭山市狭山十二番二十二号グリーンパレス二〇一号室
- 五 介護保険事業所番号  
一七二七〇一五五七
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社レイクス21
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
東京都中央区京橋一丁目十一番八号
- 三 事業所の名称  
プラチナ・ケアプランサービス草加
- 四 事業所の所在地  
埼玉県草加市新栄三丁目三番地十六
- 五 介護保険事業所番号  
一七七一八〇一九三七
- 六 サービスの種類  
居宅介護支援
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社レイクス21
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
東京都中央区京橋一丁目十一番八号
- 三 事業所の名称  
プラチナ・ケアプランサービス春日部
- 四 事業所の所在地  
埼玉県春日部市栄町三丁目百七番地
- 五 介護保険事業所番号  
一一七〇六〇二二〇三
- 六 サービスの種類  
居宅介護支援
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社レイクス21
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
東京都中央区京橋一丁目十一番八号
- 三 事業所の名称  
プラチナ・ケアプランサービス伊奈
- 四 事業所の所在地  
埼玉県北足立郡伊奈町寿一丁目八十四―一
- 五 介護保険事業所番号  
一七七一三〇〇四三五
- 六 サービスの種類  
居宅介護支援
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項第六号及び第十一号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社エヌ・ビー・ラボ
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目百一番地一クロスゲート七階
- 三 事業所の名称  
訪問介護事業所ひまわり埼玉西部
- 四 事業所の所在地  
埼玉県狭山市狭山十二番二十二号グリーンパレス二〇一号室
- 五 介護保険事業所番号  
一七二七〇一五五七
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項第六号の規定により指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社レイクス21
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
東京都中央区京橋一丁目十一番八号
- 三 事業所の名称  
プラチナ・ケアプランサービス草加
- 四 事業所の所在地  
埼玉県草加市新栄三丁目三番地十六
- 五 介護保険事業所番号  
一一七一一八〇一九三七
- 六 サービスの種類  
居宅介護支援
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項第六号の規定により指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業者の名称

株式会社レイクス21

二 事業者の主たる事務所の所在地

東京都中央区京橋一丁目十一番八号

三 事業所の名称

プラチナ・ケアプランサービス春日部

四 事業所の所在地

埼玉県春日部市栄町三丁目百七番地

五 介護保険事業所番号

一一七〇六〇二二〇三

六 サービスの種類

居宅介護支援

七 指定取消処分年月日

平成二十八年八月二十九日

八 指定取消し年月日（効力発生日）

平成二十八年九月二十九日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項第六号の規定により指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社レイクス21
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
東京都中央区京橋一丁目十一番八号
- 三 事業所の名称  
プラチナ・ケアプランサービス伊奈
- 四 事業所の所在地  
埼玉県北足立郡伊奈町寿一丁目八十四―一
- 五 介護保険事業所番号  
一七七一三〇〇四三五
- 六 サービスの種類  
居宅介護支援
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音振動関係の規制基準を遵守してください。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例により、駐車場利用者へのアイドリングストップの周知看板を、駐車台数二十台または駐車場の面積五百平方メートルあたりにつき一枚設置してください。
- (3) 住宅地に近接しているため、駐車場の騒音対策やヘッドライト等の光対策など、十分な環境対策を講じてください。

### 二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十八年十月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠所沢店（所沢家具卸売センター）

埼玉県所沢市青葉台千三百三十六―二

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年七月十日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂戸ビル

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 有限会社坂戸ビル 代表取締役 鈴木義一

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

（変更後） 有限会社坂戸ビル 代表取締役 鈴木義己

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

#### ハ 変更年月日

平成二十八年八月十五日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月三十日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第千二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂戸ビル

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二三四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年五月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年八月三十日

### 二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで

ロ 意見書提出先





## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニ トリ熊谷店

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番一号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社バナーズ 代表取締役 久保憲一

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番地

（変更後） 株式会社バナーズ 代表取締役 小林由佳

埼玉県熊谷市石原一丁目百二番地

#### ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十九日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年九月五日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年九月十六日から平成二十九年一月十六日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第千二百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越新宿店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 道路法第四十三条の二に抵触する行為の禁止と、積載物の落下がないよう運転者並びに事業者が管理を徹底すること。
- (2) 工事中の周辺環境（騒音、振動、粉じん等）維持に努めること。
- (3) 資材等の搬出入において、道路構造物に破損等生じた際は、現状回復すること。
- (4) 道路法第二十四条の申請の完成届を提出すること。
- (5) 店舗西側及び南側の道路ともに通学路となっていることから、駐車場への入退出車両に対して注意喚起の施策を講じること。
- (6) 近隣の店舗と連携を図り、付近一帯の渋滞対策を検討すること。
- (7) 開店時以降も渋滞の発生状況に応じて警備員の配置を検討すること。
- (8) 荷さばき車両専用出入口については、開口部が十メートルと他の出入口と比べ広いことから、搬入時以外は閉鎖する等の措置を講じ歩道空間の確保を検討すること。
- (9) No.2の出入口については、右折車による渋滞緩和・事故防止方策を検討すること。
- (10) No.3の駐車場出入口が新設され、No.1についても入口のみだった箇所が出入口に変更され来退店経路に大きな変更があるため、騒音対策について周辺住民への説明と了承を得ること。また、通学路にもなっているため学校、保護者へも周知すること。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十八年十月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量、用地測量）

### 三 作業地域

さいたま市西区宮前町地内

### 四 作業期間

平成二十八年九月十二日から平成二十八年十二月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十四号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

松伏町

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

### 三 作業地域

北葛飾郡松伏町南部

### 四 作業期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十五号

測量計画機関である杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

杉戸県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、路線測量）

### 三 作業地域

幸手市、北葛飾郡杉戸町

### 四 作業期間

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年十二月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十六号

新座市から新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十七号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十八号

新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十九号

新座市から新座都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四十号

新座市から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十一号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十二号

ふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四十三号

新座市から新座都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年九月十二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

遠藤 高光

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一一七六三号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

平成28年 7 月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地 2

5 落札金額

120, 528, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年 5 月20日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

平成28年度埼玉県立学校36校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年7月8日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

723,187,332円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年5月27日

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年九月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第八号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年九 月十二日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字寄居字六供二百七十番 四、二百七十番五、二百七十四番七、二百七十 四番五、二百七十四番六、二百七十五番十一
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	三十二・一九
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・一〇

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十八年八月三十日

指令越建セ第二七〇〇二〇一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年九月九日

越建セ第二〇三一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東八百六番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市内牧四千十三番地二十

平野 悦子

# 正 誤

埼玉県規則第六十七号（平成二十八年八月三十日第二千八百二十八号）中訂正

ページ 様印中

二 監 査

監

吸収合併存続医療法人 の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収合併消滅医療法人 の名称	
主たる事務所の所在地	

四

吸収合併存続医療法人 の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収合併消滅医療法人 の名称	
主たる事務所の所在地	

四 監 査

監

新消滅 設 療 合 法 人	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
名	称	
主たる事務所の 所 在 地		
新設合併設立医療法人の 名称		
主たる事務所の所在地		



出

新消滅医療法人 併人	名称	
	主たる事務所の所在地	
新設合併設立医療法人の名称	名称	
	主たる事務所の所在地	
主たる事務所の所在地		

ページ 第15頁

目 録

目

吸収分割医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収分割承継医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	

目

吸収分割医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
吸収分割承継医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	

品

新設分割設立医療法人の 名称	
主たる事務所の所在地	

出

新設分割設立医療法人の 名称	
主たる事務所の所在地	